

2013年12月27日
株式会社 東日本宇佐美
代表取締役 宇佐美 三郎

新潟中越地区における元社員による不祥事件のお詫びとお知らせ

この度、誠に遺憾ではございますが、弊社上信越支店管内の灯油配達部門において、下記の通り元社員による不祥事件が発生致しました事を謹んでご報告申し上げます。

この様な事件が発生させてしまい、お客様や関係各位の皆様に対して、多大なご迷惑とご心配をお掛けする事態に至りました事を、深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

－ 記 －

1 不祥事件の概要

弊社上信越支店管内の新潟中越地区（三条市・見附市の全域、燕市・長岡市・加茂市・新潟市・西蒲原郡の一部）において、同地区の灯油配達業務を担当していた弊社元社員（以下「元社員」といいます。）は、平成22年10月1日から平成25年4月7日までの間、灯油配達により得た売上金の一部を横領する一方、その事実を隠ぺいするために不特定のお客様に対し、実際の配達数量に上乗せした売上をしておりました。

2 被害に遭われたお客様への対応

個別に不祥事件の概要をご説明した上で、深くお詫び申し上げます。
なお、平成22年10月1日から平成25年4月7日までの間、元社員により灯油の配達をさせて頂きました全てのお客様（法人様を含みます。）を対象に、被害弁償をさせて頂きました。

3 関係者の処分

元社員につきましては、弊社規程に基づき、平成25年6月12日付をもって、懲戒解雇処分と致しました。
なお、管理・監督者につきましても、その責任を明確にした上で、厳正なる人事処分を行いました。

4 今後の再発防止策等

- ① 営業所管理者・受注センターによる各種管理帳票の確認徹底
- ② 管轄支店定期監査による管理の厳格化と後方確認業務の点検及び指導の徹底
- ③ ローリー車両全車に対し『オンライン流量計』の設置

本件は、ご信頼を頂き灯油配達をさせて頂いているお客様に対しまして、遵守しなければならない基本的な原則にもとる行為であり、その様な行為を防止できなかった本件に対して、コンプライアンス管理、内部管理体制、従業員教育が不十分であったと痛感致しております。改めまして深く反省すると共に、今後二度と同様の不祥事件を起こさない様、各種管理体制の改善ならびに、従業員教育の強化と指導の徹底を図り、信頼回復に向けて全社・全従業員が一丸となり取り組んで参ります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 東日本宇佐美 上信越支店 総務部

電話番号 027-266-8001

受付時間 日・祝日を除く 8:30～17:30